

## パスポートをなくしてしまったら(手続きの流れ)

在ダナン日本国総領事館 領事班

当地から日本にまっすぐ帰国する方には「帰国のための渡航書」(以下「渡航書」)を発行します。手続きは以下のとおりです。 ※日本にまっすぐ帰国しない場合は、総領事館に相談してください。

### □1 日本国籍を確保できる公的文書として戸籍謄本(全部事項証明)、又は電子戸籍パス、又は本籍地の記載された住民票を入手

- ・戸籍謄本もしくは本籍地記載の住民票はコピー可(日本から画像を総領事館宛にメール送信するの可)。
- ただし、帰国後に原本を当館まで郵送いただく必要があります。
- ・電子戸籍パス(戸籍電子証明書提供用識別符号)の取得手続は、以下マイナポータルサイトでご確認ください。  
<https://img.myna.go.jp/manual/03-10/0236.html>

### □2 ベトナム公安(警察)で紛失届受理証明書を入手

- ・紛失した場所を管轄する公安(警察)に届け出る必要があります。速やかな届出をお勧めします。
- ・宿泊ホテルの方に同行・通訳してもらうことをお勧めします。同行してもらうことが困難で外国語に自信がない方は、通訳(日本語・ベトナム語)手配をした方がスムーズです(通訳は日系旅行会社等で手配できます)。
- ・状況によって異なりますが、申請から発給まで通常3日間程度かかります。
- ・紛失したパスポートの顔写真ページと入国スタンプのコピー(写真)があると手続きがスムーズです。

### □3 写真(縦4.5cm×横3.5cm)2枚を入手

- ・紛失一般旅券等届出書(以下、旅券紛失届)用に1枚と渡航書発給申請書用に1枚。
- ・写真の規格については、[こちら](#)をご参照ください。

### □4 日本への帰国便を予約する

- ・渡航書申請の際、予約便のEチケット提出が必要です。
- ・帰国便を決める際、以下の点にご留意ください。
  - ☆以下7の出国ビザの取得には数日を要します(申請から交付まで通常5営業日)。
  - ☆出国ビザ手続きのため総領事館から旅券紛失と帰国便について説明したベトナム語のレターをお渡しします。
  - ☆ベトナム出入国管理局では総領事館レター記載の帰国便に間に合うよう出国ビザを交付する傾向にありますが、帰国便は日程変更可能なフライトの手配をおすすめします。

5 総領事館で旅券紛失届と渡航書発給申請書を提出、渡航書を取得

・必要書類は上記1～4 及び身元確認書類(運転免許証等)

当館HP:[https://www.danang.vn.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/ryoji\\_passport.html#an4](https://www.danang.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji_passport.html#an4)

・帰国スケジュールにあわせてなるべく早く渡航書を発行しています(即日発給可)

・渡航書の支払いは現金のみです。

手数料はこちら [https://www.danang.vn.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/ryoji\\_tesuryou.html](https://www.danang.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji_tesuryou.html)

6 総領事館でベトナム出入国管理局宛のレターを受け取る

・上記2で取得した紛失届受理証明書原本及び帰国便のEチケット写しをレターに添付します。

・渡航書発給時にお渡しします。

7 ベトナム出入国管理局へで、出国ビザを申請、取得

・当館発行のレターに用件は記載されているので、右を提示すれば事情は通じますが、外国語に自信がない場合は通訳を手配したほうがスムーズです。(通訳は日系旅行会社等で手配できます)。

・上記4に記載のとおり、出国ビザの取得には数日を要します(申請から交付まで通常5営業日)

8 帰国

出国ビザの有効期間はベトナム出入国管理局の判断で決められますが、一般的に数日間有効なものとなります。出国ビザを受け取ったら有効期限内に出国してください。